

# 海外からの一時帰国に伴う 瑞浪市立小中学校への体験入学について

瑞浪市教育委員会学校教育課

海外で生活しているお子さんが、長期休業等により一時帰国した際に、受け入れ先の学校の許可により市立小中学校での体験入学をすることができます。

## 1 体験入学の対象者

- (1) 住民登録をせずに、瑞浪市内に一時帰国した義務教育年齢であること  
※住民票が日本にある場合は体験入学の扱いとは異なります
- (2) 国外の日本人学校または現地校等で教育を受けていること
- (3) 保護者及び本人が日本語で意思疎通ができること

## 2 体験入学の許可条件

- (1) 滞在先が瑞浪市内であり、体験期間中、滞在先に保護者あるいは親族の方が一緒に滞在していること
- (2) 保護者あるいは親族の方が、体験入学中の学校生活全般（登下校含む）及びその際に生じる事故等についての全責任をもつこと
- (3) 体験を受け入れる学校が、学校運営上支障がない状態であること
- (4) 学校のきまりや約束を守ること
- (5) 日本スポーツ振興センターへ加入すること（1人460円）
- (6) WHOの指定する結核高蔓延負荷国等に過去3年間で1か月以上居住歴のある場合は、結核診断を実費で受けていただく必要があります

## 3 体験入学校・学年

- ・滞在先の学区に基づく指定校とし、年齢相当の学年としますが、学校と相談の上決定します

#### 4 体験期間

- (1) 原則として、校務多忙な3月及び4月の体験入学は受け入れていません
- (2) 1か月以内としますが、体験先の学校と相談の上決定します

#### 5 手続きに必要な書類等

- (1) 様式1・・・「体験入学申請書」
- (2) 様式2・・・「体験入学のための誓約書」
- (3) 「日本スポーツ振興センター加入同意書」(学校で記入いただきます)
- (4) 印鑑
- (5) 健康診断結果(検査が必要な方のみ) ※異常なしであること

#### 6 手続きの流れ

- (1) 体験入学を希望される場合は、事前に保護者あるいは親族等の代理人の方が、指定校或いは瑞浪市教育委員会学校教育課に連絡してください
- (2) 体験入学が始まる前に体験入学校を訪問し、学校と打合せを行ってください。その際に、5の書類を提出してください
- (3) 校長が申請を許可するときは、許可書を保護者あるいは親族等の代理人にお渡します
- (4) 体験入学の申請が許可されたときには、学校で「日本スポーツ振興センター加入同意書」を記入し、460円を支払ってください

#### 7 その他

- (1) 教材費、給食費等の体験入学中にかかる諸経費については、全て保護者あるいは親族等の代理人の負担とします
- (2) 食物アレルギーがある場合は、弁当をご持参ください
- (3) 申請を許可した場合でも、学校の運営上支障があると認められるときは、体験入学の許可を取り消すことがあります